第1号様式(第9条関係)

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度 平成	26年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条	例 名	社会福祉法人の助成に関する条例			
条	例 番 号	昭和29年神奈川県条例第8号 法規集 第6編第1章第1節			
所	管 室 課	保健福祉局総務室			
条	例の概要	社会福祉法の規定に基づき社会福祉法人に助成をするために、必要な事項を			
	定めている。				
	視 点	検 討 内	容		備考
	必要性	社会福祉法第58条第1項において	、条例で定	Eめる手続に従	
検	現在でも	い、社会福祉法人に対し補助金を支出すること等ができると			
	必要な条	されていることから、当該手続等にて	ついて定め	る本条例は必	
	一例か。				
	有効性	本条例で定める助成手続等は、助成を審査するために必要			県所管社会福 祉法人数
	現行の内	なものであり、適正な助成のために有効に機能している。		をしている。	128 法人
	容で課題 が解決で				国所管社会福 祉法人数(県内
	きるか。				他広入奴(宗内 に主たる事務
					所があるもの)
					23 法人 (平成 26 年 11
					月1日現在)
討	│ 効率性 │ <i>(</i> ,	社会福祉法人へ助成するために、本条例が定める助成の対			
	現行の内容で効率 的といえるか。	象や、助成申請手続は、本県における			
		に必要な範囲のものであり、適切な= 	ものである	ることから、効	
		率的である。			
	基本方針適	社会福祉法人への助成は、「かながわグランドデザイン」実			
	合性 「 _{県政の基}	施計画に掲げる「ともに生き支え合う地域社会づくり」「高齢			
	本的な方	者や障害者が地域で安心してくらせる			
	針に適合 している	るものであり、県の基本方針に適合するものである。			
	\big \big th.				
	適法性	社会福祉法に基づき社会福祉法人への助成について定める			
	憲法、法令	ものであり、憲法、法令等に抵触するものではない。			
	に抵触し ないか。				
	その他		Ī		
見					-
直	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 現行条例の運用上の課題は見受け				
U					廃止及び運用の
結					
果 5 廃止を検討する。					